

米国セクシャルハラスメント！

日本本社担当者が必ず押さえておくべき

米国セクハラの実体と会社を守る特別トレーニング

～参加者に米国で有効な教習修了証明書を発行～

●プログラム●

【開催主旨】

最近、米国においてエンターテインメント会社、メディア会社のトップに立つ重役や政治家によるセクシャルハラスメント（SH）の訴訟やスキャンダルが急増しました。米国では、管理職に対し、2年ごと、もしくは新規雇用から6か月以内に、最低2時間のセクシャルハラスメント（SH）トレーニングを受けることが義務付けられています。そのSHトレーニングは資格ライセンスを持ったトレーナーだけが実施可能となります。SH教習修了証明書は資格ライセンスを持ったトレーナー（雇用法に長い経験を持つ弁護士または認可資格を与えられたトレーナー）から講習を受けてのみ有効になります。

本セミナーに参加されたエグゼクティブの皆さまには、SHクレームから日本本社と日本のエグゼクティブを守るのに役に立つ、米国で有効な教習修了証明書が授与されます。

【参加対象者】

- ・企業の海外事業関連役員・企業の海外人事部門のご担当者
- ・企業の国際関連部門のご担当者 ・アメリカ赴任予定対象者

◆日時：2018年1月29日（月） 10:00～12:00

◆会場：東京・麹町 「企業研究会 セミナールーム」

◆講師：北川 リサ 美智子 弁護士

【略歴】

米国 California, Texas, Georgia, New York 弁護士  
北川&イバート法律事務所パートナー、東京大学研修、京都大学法学修士、米国連邦最高裁判所認定弁護士  
日系企業の米国における成功のために法律顧問を務める。カリフォルニア州、テキサス、ニューヨーク州、ジョージア州の弁護士資格を保持。米国連邦最高裁判所認定弁護士。東京大学研修後、1986年京都大学法学修士（米国人の弁護士として3人目の法学修士）。日本と米国の法律の架け橋として高い評価を得ており、訴訟を中心とした相談業務及びクライアントの雇用法における成功をサポート。大手法律事務所を相手に勝訴した裁判は、ウォールストリートジャーナル紙や、シカゴトリビューン紙、LAタイムズ紙等各メディアで取り上げられた。大型国際法律事務所で弁護士経験を積んだ後、1993年に独立。北川&イバート法律事務所を設立、カリフォルニア州を主とし、テキサス州にも事務所を構えている。（TX予約制）。日本文化に精通、日本語も堪能。最近では全米アメリカ法曹協会の「雇用法」の部において、その特別メンバーとして選任され取り上げられた。雇用法において特に見識が深く、論文や著作、行った講演も多数。

●参加要領●

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

\*当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申込みいただけます。

●受講料● 1名（税込み、資料含む）

正会員	21,600円	本体価格 20,000円
一般	23,760円	本体価格 22,000円

- 申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてに FAX いただくか、当会ホームページからお申し込み下さい。後日（開催日1週間～10日前までに）受講票・請求書をお送り致します。
- 申込書をFAXにてご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。
- 会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。
- 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、ご了承下さい。

一般社団法人企業研究会  
担当：村野 E-mail murano@bri.or.jp  
〒102-0083  
東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町M-SQUARE 2F  
TEL 03-5215-3512 FAX 03-5215-0951

173021-0503		米国セクハラの実体と会社を守る特別トレーニング	
会社名			
住所		〒	
TEL		FAX	
部課 役職		フリガナ お名前	
e-mail			
部課 役職		フリガナ お名前	
e-mail			

\*申込書にご記入頂きました個人情報、本研究学会に関する確認・連絡及び弊会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

米国セクシャルハラスメント！

日本本社担当者が必ず押さえておくべき  
米国セクハラの実体と会社を守る特別トレーニング  
～参加者に米国で有効な教習修了証明書を発行～

1. セクシャルハラスメントの定義
2. セクシャルハラスメントと捉えられる行為のタイプ
3. セクシャルハラスメント・ポリシー／欠くことのできない必須要素
4. セクシャルハラスメントに支払われたダメージ
5. ケーススタディと判断基準例
6. セクシャルハラスメントの犠牲者のための報告プロセスの説明
7. セクシャルハラスメントを仕事場で防ぐリスクマネジメント術
8. 有効な調査の仕方といつ、どのようにして弁護士が必要になるかという説明
9. 出題クイズの仕上げ
10. 相互学習によるトレーニング
11. セクシャルハラスメント・トレーニングを完了した参加者へ教習終了証書の授与

---

※本セミナーに参加されたエクゼクティブの皆さまには、SH クレームから日本本社と日本のエクゼクティブを守るのに役に立つ、米国で有効な教習修了証明書が授与されます。このセミナーを実施する北川リサ美智子弁護士は、カリフォルニア州、ジョージア州、テキサス州、ニューヨーク州で資格を有する米国弁護士であり、これまでも沢山の大手日系企業をセクシャルハラスメント訴訟から救い、守ることに成功してきました。